

令和8年5月16日

患者様・ご家族様

医療法人報徳会宇都宮病院長

### 医療費及び標準負担額について

令和8年6月1日より、健康保険法第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき、診療報酬の算定方法の一部が改正されることに伴い、保険診療点数に変更が生じます。

これに伴い、患者様の医療費における一部負担金額、入院中の患者様におかれましては、食事療養標準負担額が変わります。

ご意見・質問などがございましたら、受付窓口または医事課までお気軽にお問い合わせください。

#### 食事療養標準負担額（1食あたり）

	現行		改定後
一般	510円	→	550円
低所得者Ⅱ	240円	→	270円
〃（長期該当）	190円	→	220円
低所得者Ⅰ	110円	→	130円